

平成31年

第1回市議会定例会 議案第47号

函館市芸術ホール条例の一部改正について

函館市芸術ホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市芸術ホール条例の一部を改正する条例

函館市芸術ホール条例（平成9年函館市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第7項および別表第2備考第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金の金額の範囲について適用し、同日前の使用に係る利用料金の金額の範囲については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い、芸術ホールの施設ならびに附属設備および備付物件を興行の目的で使用する場合の利用料金の上限額について消費税等相当分を改定するため